



募集

保育園臨時職員

職種／臨時保育士

募集人数／若干名

応募資格／保育士資格

勤務場所／市内公立保育園

賃金／時給1050円

※そのほか時間外保育士・調理補助員・用務員についても随時登録を受付。必要な資格、勤務時間等、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／子育て支援課

内線2646 ☎048-

463-12837 (直通)

第2回警察官採用試験

試験区分・受験資格・定員

・Ⅰ類：昭和54年4月2日以降に生まれた(29歳まで) 大学卒業(見込み含む)の方 男85人・女8人

・Ⅱ類：昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた(19~29歳)短大または専修学校等を卒業(見込み含む)の方 男11人・

女3人
・Ⅲ類：昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた(17~29歳)Ⅰ・Ⅱ類に該当しない方(高校3年生も受験可) 男67人・女7人

・武道・体育指導Ⅰ類(柔道・剣道)：Ⅰ類の受験資格があり、一定の要件を満たす方 柔道・剣道各1人

申込受付期間／7月29日(水)~8月19日(水)(期間内消印有効)

※電子申請の場合は8月18日(火)午後5時まで

第1次試験日／9月20日(日)

※説明会等詳細はお問い合わせください。

問い合わせ／埼玉県警察採用センター ☎0120-37-13514、朝霞警察署 ☎048-465-0110

ご案内

父子家庭支援手当制度の受付がはじまります

この手当は、父母の離婚等で母と生計を同じくしていない児童が育成される父子家庭の父親を対象とします。対象児童年齢は、18歳到達後最初の年度末を迎えるまでですが、児童に一定の障害がある場合、手続きにより20歳まで延長されます。

申請方法／7月1日(水)から子育て支援課窓口で受付

※子育て支援課窓口で児童の養育状況を伺い、必要書類をご用意いただき、申請書を受け付けします。

支給条件／所得制限、年金受給がないこと、生活保護を受給中でないことなどがあ

ります。
※詳細はお問い合わせください。

臨時相談について
臨時の相談・受付を市役所子育て支援課窓口で実施しま

す。
臨時相談受付日／7月12日(日) 午前9時~午後4時
問い合わせ／子育て支援課 内線2645 ☎048-463-12834 (直通)

ひとり親家庭等医療費支給制度のご利用を

母子家庭や父子家庭または親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です(所得制限があります)。

※市町村民税が非課税の方は、全額が支給されます。

対象となる方／
①母子家庭の母とその児童
②父子家庭の父とその児童
③父母のいない児童とその養育者
④父または母に一定の障害がある児童とそれを監護する母または父

※児童とは、18歳に達した年度の末日までの方です(一定の障害がある児童については

20歳未満)。
申請・問い合わせ／子育て支援課 内線2645 ☎048-463-12834 (直通)

自立支援医療(精神通院)制度

精神疾患の治療を受けるときに、通院医療費(院外処方薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります)の自己負担分を10割に軽減する自立支援医療(精神通院)制度があります。また、市では独自の施策として、この制度で自己負担した医療費の助成を行っていますのでご利用ください。

問い合わせ／福祉課 内線2658 ☎048-463-11599 (直通) FAX 048-463-1025

ゆめぱれす臨時 休館のお知らせ

7月20日(月)は、祝日のため開館し、翌平日の21日(火)を臨時休館します。

問い合わせ／ゆめぱれす(市民会館) ☎466-2525

7月の納付

- 固定資産税・都市計画税 (第2期)
- 軽自動車税 (随期)
- 国民健康保険税 (第1期)
- 介護保険料 (第1期)
- 後期高齢者医療保険料 (第1期)

*納期限は7月31日です。

- 納税・納付は納期限までに済ませましょう。
- 便利で確実な口座振替をご利用ください。

児童扶養手当制度のご利用を

児童扶養手当は、18歳になつた後の最初の3月末までの児童または20歳未満で障害のある児童のうち、次のいずれか該当する児童を養育している母、または養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父が死亡した児童
- ③父に一定の障害がある児童
- ④母が未婚で生まれた児童 (認知されていても可)
- ⑤その他の理由で父と生計を別にしてゐる児童

ただし、母または養育者、児童が公的年金を受けられる場合(老齢福祉年金を除く)は支給できません。また、一

定の所得制限があり、支給が停止になることもあります。なお、手当は申請月の翌月分からの支給となります。すでに支給されている方へ

毎年8月に現況届の提出が必要ですが、(対象となる方には、通知します)この届を提出しないと8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

手当の金額(平成18年4月分～)

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	46,720円	(41,710円～9,850円)+5,000円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者等の所得や扶養親族数によって決定します。

請求・提出・問い合わせ/子育て支援課 内線2645
☎048-463-2883
4(直通)

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

児童扶養手当を受給して5年経過した方などについては、手当額が2分の1支給停止されます。ただし、次の①～④に該当する方などについては、以前と同額の手当を受給できる場合があります。

- ①就業している
 - ②求職している
 - ③身体または精神に障害がある
 - ④負傷または病気で就業が困難である
- 引き続き同額の手当を受給するには、提出期限までに関係書類を提出する必要があります。なお、該当する方には個別に通知します。
- 申請・問い合わせ/子育て支援課 内線2645 ☎048-463-2883 4(直通)

母子家庭生活支援制度のご利用を

市では、母子家庭の方の就業を支援するため、次の母子家庭生活支援制度を設けています。制度の利用にあたっては、事前にお問い合わせください。

①母子家庭自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の母の能力開発を支援し、自立促進を図るため、指定の教育訓練講座を受講した場合、費用の一部を助成します。

対象者

- ・児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準であること
- ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

対象講座/雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育講座

支給額/講座を受講するために支払った入学料および受講料の2割に相当する額(上限10万円、下限4千円)

②母子家庭高等技能訓練促進費等支給制度

母子家庭の母の就業を促進するため、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得するため、2年以上就業する場合、最後の2分の1の期間について、生活費の負担軽減のための給付および所定の修業期間を終了した場合に入学支援修了一時金を支給します。

対象者/次のすべてに該当する母子家庭の母であり、現在就業中の方

- ・資格取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められること

支給対象資格/養成機関において、2年以上修業を必要とする次の資格

- ①看護師 ②介護福祉士
 - ③保育士 ④理学療法士
 - ⑤作業療法士
 - ⑥①～⑤に準じた資格
- 支給額(月額) / 非課税世帯の方: 10万3千円 課税世帯の方: 5万1500円

支給期間/修業期間の最後の2分の1に相当する期間(上限18か月)

入学支援修了一時金

非課税世帯の方: 5万円 課税世帯の方: 2万5千円

問い合わせ/子育て支援課 内線2645 ☎048-463-2883 4(直通)

特別障害者手当等のご案内

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子

さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額／月額

- 1級 5万750円
- 2級 3万3800円

② 特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度な障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額／月額 2万6440円

③ 障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度な障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額／月額 1万4380円

※①、②、③のいずれの手当も、所得の制限があり、支給が停止になることもあります。受給要件・申請についてはお問い合わせください。

現況届の提出について

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届（所得状

況届）の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずにご提出をお願いいたします。（7月下旬発送予定）この届を提出しないと、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

お問い合わせ／福祉課 内線2653 ☎048-463-653

15998（直通） FAX 048-463-1025

夏の交通事故防止運動

7/15~7/24

重点目標

- ・ 飲酒運転の撲滅
- ・ 高齢者の交通事故防止
- ・ 児童、生徒の交通事故防止

異常水質事故の原因者とならないために

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼす水質事故が多く発生しています。

不要になった塗料や薬品、油、汚れた水は、河川・水路や道路側溝に絶対に流さない

てください。事故の原因者には、油除去などの対応に要した費用を負担していただくこととなります。

万一、流出してしまった場合には、すぐに、埼玉県西部環境管理事務所（☎049-244-1250）か環境保全課へご連絡ください。

お問い合わせ／埼玉県環境課

☎048-830-308
1 環境保全課 内線2264 ☎048-463-1512（直通）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されました。

「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う社会へ」

長期にわたり良好な状態で使用する為の措置が、構造および設備に講じられた住宅の普及の促進を目的として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、住宅の耐震性、構造躯体くたいの劣化対策、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、維持保全計画を策定し、かつ良好な景観形成の基準に適合していると認められる住宅は、市または埼玉県に申請すると「長期優良住宅建築等の計画」の認定を受けることができます。

認定された計画に基づく建築、維持保全が行われることにより、世代を超えて住み続けられる住宅として、将来的に良質な中古住宅として認知され流通されることが期待されています。

なお、認定を受けた住宅は、住宅ローン減税、固定資産税等の税制上の優遇を受けることができます。

お問い合わせ／建築課 内線2592
☎048-463-2585（直通）

7月7日は明かりを消そう 地球温暖化防止一斉行動 （エコウエーブ）

埼玉県では、八都県市と連係し県内市町村、企業および県民の皆さんに7月7日（火）午後8時からの一斉消灯を広く呼びかけています。

ご家庭などでもこの機会に明かりを消して、地球温暖化についていっしょに考えてみませんか。
時間は皆さんの判断でご協

サマージャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて 3億円

発売期間／7月13日（月）～31日（金）
※1枚 300円
1等 2億円×39本
前後賞 各5,000万円

※この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

お問い合わせ／環境保全課 内線2264 ☎048-463-1512（直通）

後期高齢者医療 保険料のお知らせ

納入通知書等を郵送します

平成21年度の後期高齢者医療保険料(保険料)の納入通知書および特別徴収額決定通知書を7月中旬に郵送します。納入通知書は内容をご確認のうえ、期限内に納付をお願いします。また、特別徴収額決定通知書は年金から天引きされる保険料の通知書になりますのでご確認ください。

納付場所／金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、内閣木支所、各出張所、コンビニエンスストア

口座振替／納入通知書に添付の口座振替依頼書(ゆうちょ銀行・郵便局は備え付けの口座振替依頼書)を取扱金融機関に提出することで、保険料が納期限に指定口座から自動で引き落としされます。納期のために金融機関等へ行く必要がなくなりますので手間が省けて便利です。

平成21年度後期高齢者医療保険料の軽減制度

①均等割額の軽減

(1)所得の低い世帯に属する方

世帯の所得にあわせて次のとおり均等割額が軽減

世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額軽減割合	軽減後の均等割額
①下記②に該当する方で、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合	9割	4,250円
②基礎控除額(33万円)以下の世帯	8.5割	6,370円
③基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の世帯	5割	21,260円
④基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数以下の世帯	2割	34,020円

※当分の間、年金収入につき公的年金等の控除を受けた方については、その方の総所得金額等から15万円を控除(高齢者特別控除)した額を軽減の判定所得とします。

(2)被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入される日の前日まで被用者保険(政府管掌健康保険(平成20年10月「協会けんぽ」に名

称変更)、健康保険組合、共済組合、船員保険)の被扶養者であった方は、制度に加入された日から2年間は所得割額がかわらず、平成21年度は均等割額が9割軽減

②所得割額の軽減

賦課の基となる所得金額(総所得金額等-33万円)が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減

※保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額(4万2530円)」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額(賦課の基となる所得金額×所得割率7.96%)」の合計額

保険料の納付方法の変更

保険料を年金から天引き(特別徴収)で納付されている方は、納付方法を口座振替に変更できます。変更する場合は、「納付方法変更申出書」の提出と金融機関等で口座振替の手続きが必要となります。※申請の時期によって、直近の年金からの天引きは停止されませんのでご注意ください。

保険料の減免等

災害など特別な事情により保険料を納めることが困難な状況にあるときは、申請により徴収猶予や減免を受けられ

る制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／長寿はつらつ課
内線263224 ☎04

8-463-1921(直通)

後期高齢者医療被保険者証を郵送します

現在ご使用いただいている後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)の有効期限は7月31日(金)です。新しい被保険者証を7月中旬に郵送しますので、住所・氏名等記載内容に間違いがないか確認したうえで、大切に保管してください。8月1日(土)以降、医療機関等にかかる場合には、新しい被保険者証を提示してください。

※被保険者証は普通郵便で送付します。ご希望の方は簡易書留郵便で送付することもできますので、7月10日(金)までにご連絡ください。

問い合わせ／長寿はつらつ課
内線263224 ☎04
8-463-1921(直通)

住居表示板の調査を行います

住居表示が行われている地

域内の建物(家屋・店舗・倉庫など)には、住居表示板が取り付けられています。しかし、新築家屋の増加や住居表示板・街区表示板の破損・脱落などで表示のない建物が増えており、このままの状態では住居表示の本来の意味が損なわれてしまいます。

そこで、今年度は次の区域を対象に調査を行い、表示板のない建物に住居表示板を取り付ける等の維持管理を実施します。

市が委託した専門業者(市が貸与した腕章と住居表示調査員証を携帯)が伺い、住居表示板の有無、現住所や世帯主の氏名、建物の形状などを調査しますので、ご協力をお願いいたします。



対象区域／本町1～3丁目・仲町1～2丁目・幸町1～3丁目

調査期間／7月～10月

問い合わせ／総合窓口課 内

線2614 ☎048-463-2609

国民健康保険税のお知らせ

納税通知書を郵送します

平成21年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書(納付書)を7月中旬に郵送します。この納付書で1年分を原則8回で納めていただきます。

なお、国保税を年金から天引き(特別徴収)されていた世帯主の方には、納税通知書兼特別徴収額決定通知書を郵送します。このうち、平成21年4月以降に特別徴収されている方には、年税額・仮徴収額・10月以降の本徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

納付が困難な方はご相談ください

災害など特別な事情により生活が困難になり、国保税が納められなくなった場合は、申請により保険税が減額もしくは免除される場合があります。詳しくはご相談ください。

特別徴収から口座振替に変更できます

国保税を特別徴収で納付されている方は、納付方法を口座振替に変更できます。変更する場合、「納付方法変更申出書」の提出と金融機関等で

口座振替の手続きが必要となります。

※申請の時期によって、直近の年金からの天引きは停止されませんのでご注意ください。
納付は口座振替が便利で確実です

納付書に記載されている口座振替依頼書(ゆうちょ銀行・郵便局は備え付けの口座振替依頼書)を取扱金融機関に提出することで、納期限に指定口座から自動で引き落としされます。納期のために金融機関等へ行く必要がなくなりますので手間が省けるほか、納め忘れがありません。
申込時に必要なもの／納税通知書・預貯金通帳・印鑑(通帳の届出印)

問い合わせ／保険年金課 内

線262446 ☎048

—463—0283(直通)

こんなときには国民健康保険の届け出を

国民健康保険に加入するとき

- ・他市町村から転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・子どもが生まれたとき

・生活保護を受けなくなったとき

・被扶養者の方が扶養を外れたとき

※75歳到達などにより被用者保険から長寿(後期高齢者)医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方は新たに国民健康保険に加入する届け出が必要

国民健康保険をやめるとき

- ・他市町村へ転出したとき
- ・職場の健康保険などへ加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・長寿(後期高齢者)医療制度の対象となったとき(75歳になって対象となるときは届け出不要)

問い合わせ／保険年金課 内

線262446 ☎048

—463—0283(直通)

国民健康保険高齢受給者証を郵送します

国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)を7月下旬に世帯主の方に郵送します。

交付日から使用できますので、医療機関などにかかるときは、国民健康保険被保険者証(保険証)といっしょに提示してください。

ください。

なお、有効期限の切れた高齢受給者証は、各自で廃棄するか保険年金課にお返しください。

※高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方は誕生日)から対象となり交付されます。新規に該当する方には随時郵送します。

問い合わせ／保険年金課 内

線262446 ☎048

—463—0283(直通)

ラドンセンター等の利用券についてのお知らせ

南埼玉ラドンセンターは6月30日(火)をもって閉店しました。7月1日(水)以降は利用できなくなりましたのでご注意ください。

問い合わせ／保険年金課 内

線262446 ☎048

—463—0283(直通)

特定健康診査・健康診査の実施医療機関

次の実施医療機関が追加になりました。

● 弁財泌尿器科内科クリニック 西弁財1-14-4 ☎

048-487-8160

問い合わせ／(国民健康保険

の被保険者) 保険年金課

内線262446 ☎04

8-463-0283(直

通)(長寿(後期高齢者)

医療制度の被保険者) 長寿

はつらつ課 内線2632

4 ☎048-463-

1921(直通)

がん検診などについておわびと訂正

広報あさか6月15日号4ページの「がん検診など」の内容に一部誤りがありましたので、おわびして訂正します。

- 各種がん検診、成人歯科健診は、実施期間中1回受診できます。
- 肝炎ウイルス検診は、実施期間中1回受診できると表記してありますが、毎年検査を受けなくても1回受ければよいとされています。
- 各種がん検診は、対象年齢、実施期間、会場等が異なります。

詳しくは、広報あさか4月15日号、健康カレンダーで確認していただくか、お問い合わせください。

問い合わせ／健康づくり課
☎048-465-8611

国民年金保険料には多段階免除制度があります

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は月額1万4660円(平成21年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより、保険料の納付が免除または一部免除(一部納付)となる制度があります。

保険料免除制度/全額免除制度と3段階の一部納付制度があります。

- ・「全額免除制度」保険料の全額が免除
- ・「4分の1納付制度」保険料の4分の1を納付(残り4分の3が免除)
- ・「半額納付制度」保険料の2分の1を納付(残りの2分の1が免除)
- ・「4分の3納付制度」保険料の4分の3を納付(残り4分の1が免除)
- ・「4分の1納付」…3670円

投票行動意識調査結果メモ第10回(最終回)

投票行動意識調査から頂いたご意見をご紹介します。

- ・選挙運動用ビラ(マニフェスト)を義務付けにしてほしいと思います。
- ・各戸に立候補者の公約などを簡素にまとめたパンフレットでも作って配っていただけたらと思います。

選挙運動用ビラ(いわゆるマニフェスト)については、衆議院議員の選挙、参議院議員の選挙、都道府県知事の選挙、市町村長の選挙についてのみ作成することができます(公職選挙法第142条)。

ビラを作成できる選挙のうち、市長選挙の運動用ビラは、2種類以内のビラを16,000枚まで作成することができます。ビラの記載内容については、他の法令に触れるとか選挙の自由妨害罪等に触れる場合を除き、特別の規制はありませんが、表面に頒布責任者、印刷者の氏名および住所を記載しなければならないことになっています。また、大きさは、A4サイズを超えて作成することはできないことになっています。

頒布の方法については、ビラに選挙管理委員会が交付する証紙を貼ったうえで、「新聞折込みによる方法」「選挙事務所内における頒布」「演説会の会場内における頒布」「街頭演説の場所における頒布」に限られています。

問い合わせ/選挙管理委員会 内線2412

☎048-463-2444(直通)

※投票行動意識調査結果メモは、平成20年の広報あさか9月1日号から掲載してきましたが、今回を持ちまして掲載を終了いたします。

※選挙管理委員会の会議録は、市ホームページでご覧いただけます。



- ・2分の1納付…7330円
 - ・4分の3納付…1万1千円
- 条件/本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であること。ただし一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していた必要があります。このほか、次の免除制度もあり

- ・「若年者納付猶予制度」30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)
- ・「学生納付特例制度」学生の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)
- ・「法定免除」障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除
- ・免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付する

ことができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定額が加算されます。

問い合わせ/川越社会保険事務所
☎049-248-2169 埼玉国民年金電話相談センター ☎049-248-1165 保険年金課 内線2622-3
☎048-463-0284(直通)

埼玉県都市競艇組合からのお知らせ

競艇開催日/7月17日(金)~20日(月・祝)

会場/戸田競艇場

※朝霞市は埼玉県都市競艇組合に加盟しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。

問い合わせ/埼玉県都市競艇組合

☎048-823-8711 <http://www.toda-kyotei.jp/>

夏休みクリーンセンター見学会 ～ごみと資源、環境について考えよう～

問い合わせ／クリーンセンター ☎048-456-1593

3Rって?ごみを減らすことは環境を守るはじめの一步。ごみ処理施設見学から環境について考えてみよう。夏休みの自由研究のヒントがあるかも?

日時／8月7日(金) 午前9時30分～11時30分

会場／クリーンセンター

対象／小学生(小学2年生までの児童は保護者同伴)

定員／30人

申込方法／8月5日(水)午後5時までに電話または直接クリーンセンターへ(先着順)

交通／市内循環バス「わくわく号」北朝霞駅前(午前8時45分発)湯～ぐうじょう行き、湯～ぐうじょう下車徒歩5分または国際興業バス朝霞駅東口(午前9時5分発)湯～ぐうじょう行き、新盛橋下車徒歩5分

プラスチックリサイクル実験教室

問い合わせ／クリーンセンター
☎048-456-1593

夏休みにプラスチックリサイクル実験教室を開催します。実験では、発泡スチロールを溶かし再び発泡スチロールができる様子や、ペットボトルを使った糸を作る様子を見学できます。そのほか、クイズなども行います。

みんな、参加してね。

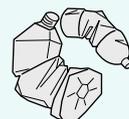
日時／7月25日(土) 午前10時～正午

会場／リサイクルプラザ

対象・定員／小学4年生以上・40人

申込方法／7月17日(金)午後5時までに電話でクリーンセンターへ(先着順)

協力／社団法人プラスチック処理促進協会



いっしょにあそぼう保育園で

問い合わせ／子育て支援課 内線2644
☎048-463-2837(直通)

お近くの保育園で、保育士といっしょに、いろいろな遊びをしましょう。お友だちも待っています。

日時／7月24日(金) 午前9時30分～11時(雨天決行)

会場／各市立保育園(北朝霞保育園分園は実施しません。)

※浜崎保育園、栄町保育園では、家庭児童相談員による児童の性格やことばの遅れなどの相談を実施します。

※事前予約等は必要ありませんので、直接お近くの市立保育園へお出かけください。

環境学習講座「夏休み子ども水辺教室」

問い合わせ／環境保全課 内線2262
☎048-463-1504(直通)

私たちのまちの川にはどんな生き物がいて、水質がどのようになっているのか、みんなでいっしょに体験してみよう。

日時／7月25日(土) 午前9時～正午

※雨天の場合は26日(日)に延期します。

会場／黒目川浜崎黒目橋付近

※当日はリサイクルプラザ前に受付を設置します。

対象／市内小学校4～6年生

定員／30人(申込多数の場合は抽せん)

申込方法／はがきに住所・氏名(ふりがな)・電話番号・生年月日・学校名・クラス名・「水辺教室参加希望」と記入のうえ、〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 環境保全課あてに7月14日(火)

【当日消印有効】までにお申し込みください。

朝霞駐屯地納涼大会

問い合わせ／陸上自衛隊朝霞駐屯地広報班
☎048-460-1711 内線4253～4

日時／7月16日(木) 午後3時～9時30分
小雨決行(雨天時は17日(金)に延期)

会場／陸上自衛隊朝霞駐屯地

内容／音楽隊演奏、太鼓演奏、ラップ演奏、模擬売店盆踊り大会、子どもイベント、花火大会等を予定
※駐屯地内に車両の乗り入れは出来ません。



第11回 みつばすみれ学園・すずらん夏祭り

問い合わせ／みつばすみれ学園 ☎048-471-3115
すずらん ☎048-470-3216

今年もみつばすみれ学園・すずらん合同夏祭りを開催します。夏の夜をいっしょに楽しみましょう。

日時／7月17日(金) 午後5時～

会場／みつばすみれ学園・すずらん

(志木市下宗岡1-23-1)

※駐車スペースに限りがありますので、路線バスまたは送迎バスをご利用ください。

葬儀基本相談

問い合わせ／斎場
☎048-460-0055

もしもの時に慌てない為にも将来の備えをしたいと考えている方へ、基本的な葬儀の流れを簡単に説明します。当日は、式場の見学もできます。【随時受付・個別相談】

日時／7月30日(木) 午前9時～11時

会場／斎場 対象／市内在住の方

申込方法／当日直接会場へ



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

わくわくどーむがらのご案内

問い合わせ/わくわくどーむ
(健康増進センター)
☎048-472-6000

《21年度スポーツ教室 第Ⅲ期(8月～9月)開講のご案内》

対象/市内に在住または在勤、在学の18歳以上の方(No.2～16の教室は市内在住もしくは在学のお子さんが対象)。

※医師から運動を禁止されている方は申し込みできません

新規開講クラス・お子さん対象クラス

応募方法/往復はがきに、希望する教室名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・在勤の方は勤務先を記入のうえ、7月14日(火)【必着】までに、〒351-0033 朝霞市大字浜崎27番地「わくわくどーむスポーツ教室」係へ。

※申込多数の場合は抽せん。 ※複数教室への申し込みも可能ですが、はがき1枚につき1人1教室まで。

※次回第Ⅳ期(10～11月)の募集は第Ⅲ期からの継続受講者が優先(お子さんが対象の教室を除く)。

注意事項/No.2～13の各水泳教室は、夏休み期間中のため8月短期集中教室となりますので開催日にご注意ください。

No.2～7は3歳以上の未就学のお子さんが対象。 No.8～13は小学校1～6年生のお子さんが対象。

※夏休みこども水泳教室は初心者から中級者までご参加できます。

No.14は小学校1～3年生のお子さんが対象。 No.15は3歳のお子さんが対象。 No.16は4～6歳の未就学のお子さんが対象。

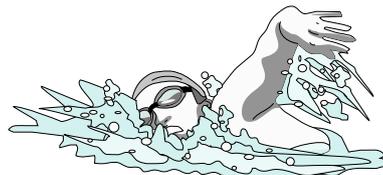
結果/7月21日(火)までに返信はがきでお知らせします。

2次募集/7月15日(水)の時点で、定員に満たない教室がある場合は、2次募集を16日(木)から実施し、わくわくどーむ館内掲示板でお知らせします。2次募集の申込受付はわくわくどーむ窓口のみ(電話不可)。また、申込手続きは教室を受講する本人(お子さんが対象の教室はその保護者)が必ず行ってください。なお、2次募集は市外(志木市、新座市、和光市など)在住の方も申し込みいただけます。

受講料金等/各教室により異なりますので一覧表を参照(受講料金にスポーツ傷害保険料を含む)。

▶18歳以上の方が対象のスポーツ教室

No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)
1	練功十八法	9:45～10:45	8/1～9/26(8/15を除く) 毎週土曜日(全8回)	30人	5,200



▶お子さんが対象のスポーツ教室(8月短期水泳教室)

No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)
2	夏休み 幼児水泳教室A	14:00～15:00	8/5～8/7 水～金曜日(連続3日間開催)	15人	3,000
3	夏休み 幼児水泳教室B	15:15～16:15	8/5～8/7 水～金曜日(連続3日間開催)	15人	3,000
4	夏休み 幼児水泳教室C	14:00～15:00	8/18～8/20 火～木曜日(連続3日間開催)	15人	3,000
5	夏休み 幼児水泳教室D	15:15～16:15	8/18～8/20 火～木曜日(連続3日間開催)	15人	3,000
6	夏休み 幼児水泳教室E	14:00～15:00	8/24～8/26 月～水曜日(連続3日間開催)	15人	3,000
7	夏休み 幼児水泳教室F	15:15～16:15	8/24～8/26 月～水曜日(連続3日間開催)	15人	3,000

No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)
8	夏休み こども水泳教室A	16:30～17:30	8/5～8/7 水～金曜日(連続3日間開催)	30人	2,400
9	夏休み こども水泳教室B	17:45～18:45	8/5～8/7 水～金曜日(連続3日間開催)	30人	2,400
10	夏休み こども水泳教室C	16:30～17:30	8/18～8/20 火～木曜日(連続3日間開催)	30人	2,400
11	夏休み こども水泳教室D	17:45～18:45	8/18～8/20 火～木曜日(連続3日間開催)	30人	2,400
12	夏休み こども水泳教室E	16:30～17:30	8/24～8/26 月～水曜日(連続3日間開催)	30人	2,400
13	夏休み こども水泳教室F	17:45～18:45	8/24～8/26 月～水曜日(連続3日間開催)	30人	2,400

▶お子さんが対象のスポーツ教室

No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)
14	キッズスポーツクラブ	16:30～17:30	8/4～9/29(8/11を除く) 毎週火曜日(全8回)	20人	6,200
15	キンダースポーツクラブジュニア	15:15～16:15	8/7～10/2(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	15人	7,200

No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)
16	キンダースポーツクラブ	16:30～17:30	8/7～10/2(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	15人	7,200

※教室終了後、そのまま施設をご利用いただけます。(No.14～16の教室を除く。また、No.2～7の教室は成人以上の保護者同伴に限り教室終了後の施設利用が可能。)

継続対象クラス

応募方法/定員に空きがある場合は7月16日(木)より先着順で申込受付を行います。

ご希望の方は7月16日(木)以降に空き状況を電話などでご確認のうえ、窓口でお申し込みください。

注意事項/継続対象クラスは前期(6～7月開催)クラスに参加された方の申し込みが優先のため、往復はがきでの応募受付は行いません。

夏休み期間中のため、水泳教室は8月成人水泳教室(全4回)のみの開催。レディース・シニア・初心者の各水泳教室は休み(9月より開催)。

受講料金等/各教室により異なりますので一覧表を参照(受講料金にスポーツ傷害保険料を含む)。

情報BOX



催し・講座



(わくわくどーむからのご案内つづき)

▶18歳以上の方が対象のスポーツ教室

No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)	No.	教室名	時間	日程	定員	料金(円)
17	ダンサンプルエアロ	9:45～10:45	8/4～9/29(8/11を除く) 毎週火曜日(全8回)	35人	5,200	28	はじめてのハワイアン・フラ	13:30～14:30	8/6～10/1(8/13を除く) 毎週木曜日(全8回)	30人	5,200
18	簡単パワーヨガ	11:00～12:00	8/4～9/29(8/11を除く) 毎週火曜日(全8回)	35人	5,200	29	ベリーダンス	19:00～20:00	8/6～10/1(8/13を除く) 毎週木曜日(全8回)	35人	5,200
19	ダンスエクササイズ	19:00～20:00	8/4～9/29(8/11を除く) 毎週火曜日(全8回)	35人	5,200	30	ヨガピラティス	20:15～21:15	8/6～10/1(8/13を除く) 毎週木曜日(全8回)	35人	5,200
20	スタイルヨガ	20:15～21:15	8/4～9/29(8/11を除く) 毎週火曜日(全8回)	35人	5,200	31	フラダイエット	10:00～11:00	7/31～9/25(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	35人	5,200
21	キックボクササイズ	20:15～21:15	8/4～9/29(8/11を除く) 毎週火曜日(全8回)	25人	5,200	32	ハツラツ!リフレッシュ体操A	11:00～12:30	7/31～9/25(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	25人	6,200
22	ラテンエアロスリムアップ	10:00～11:00	7/29～9/30(8/12・9/23を除く) 毎週水曜日(全8回)	35人	5,200	33	バレエピラティス	11:15～12:15	7/31～9/25(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	35人	5,200
23	体質改善!ストレッチ&トレーニング	10:00～11:00	7/29～9/30(8/12・9/23を除く) 毎週水曜日(全8回)	20人	5,200	34	ハツラツ!リフレッシュ体操B	13:00～14:30	7/31～9/25(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	35人	6,200
24	ボールバランス&ピラティス	11:20～12:20	7/29～9/30(8/12・9/23を除く) 毎週水曜日(全8回)	25人	5,200	35	ゆったりヨガ	13:30～14:30	7/31～9/25(8/14を除く) 毎週金曜日(全8回)	25人	5,200
25	健康ヨガ	14:00～15:00	7/29～9/30(8/12・9/23を除く) 毎週水曜日(全8回)	35人	5,200	36	ダイナミックピラティス	11:00～12:00	8/1～9/26(8/15を除く) 毎週土曜日(全8回)	35人	5,200
26	イシュタスタイルアロマヨガ	20:15～21:15	7/29～9/30(8/12・9/23を除く) 毎週水曜日(全8回)	35人	5,200	37	アシュタンガヨガ	12:30～13:30	8/2～9/27(8/16を除く) 毎週日曜日(全8回)	35人	5,200
27	太極拳	11:00～12:30	8/6～10/1(8/13を除く) 毎週木曜日(全8回)	30人	6,200	38	成人水泳教室(8月水泳教室)	20:00～21:00	8/4～8/25 毎週火曜日(全4回)	20人	3,100

※教室終了後、そのまま施設をご利用いただけます。

※募集概要はホームページにも掲載しています! <http://www.wakuwakudome.jp>

主催/Fun Space 株式会社(指定管理者)

エコネットあさか講座

会場・申し込み・問い合わせ/エコネットあさか(リサイクルプラザ)

☎048-486-0222

対象/市内在住の18歳以上の方(公開講座を除く)

申込方法/7月10日(金)午前9時から電話または直接エコネットあさかへ(先着順)。

※公開講座の来場者が多い場合は、受付をお断りすることがあります。

日時	タイトル・内容	定員	持ってくる物など
7月14日(火) 午前10時～正午	「残り毛糸の再利用」 残り毛糸を使ってブローチにもなる髪留めを作ります	7人	・かぎ針(3～5号) ※材料をご用意します。
7月15日(水) 午前10時～正午	「固形石けん作り」 廃食用油で手作り石けんを作ります	10人	・開かず洗い乾かした500ml牛乳パック ・マスク ・エプロン ・ゴム手袋(軍手でも可)
7月17日(金) 午前10時～午後3時	「傘布リフォーム」 壊れた傘、使わなくなった傘の傘布を使ってエコバッグを作ります	6人	・傘布(骨は外して洗濯し、汚れを落とす) ・チャコ ・ハサミ ・待ち針20本 ・昼食の用意(お弁当)
7月25日(土) 午後1時30分～3時	公開講座「おもちゃの病院」 おもちゃの診断・修理を引き受けます	当日会場へ	・壊れたおもちゃ(1人3点まで) ※必要部品代は実費をいただきます。
7月26日(日) 午前9時30分～11時30分	公開講座「エコひろば」 親子でリサイクルおもちゃを作ったり、遊んだりできる、楽しい遊びの広場です	当日会場へ	・なし(をご用意します) ※動きやすく汚れても良い服装で



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

なかよしサマーコンサート

問い合わせ/NPO 法人なかよしねっと
☎048-476-6386

NPO 法人なかよしねっと「障がい児放課後クラブなかよし」では、第8回サマーコンサートを開催します。大人の方はもちろん小さなお子さんや障害をお持ちの方も大歓迎です。

日時/7月24日(金) 午後2時開演(午後1時30分開場)

会場/産業文化センター

チケット代/中学生以上 800円

小学生以下(座席が必要な方) 500円

内容/朝霞児童合唱団のミニミュージカルやグルッポ・ドルチェのクラシック、なかよしの子どもたちによるダンスなど幅広いジャンルのプログラムを企画中

※チケットの売上の一部は障がい児放課後クラブなかよしの運営費および活動費にあてさせていただきます。

後援/朝霞市・朝霞市教育委員会
朝霞市社会福祉協議会

第59回「社会を明るくする運動」朝霞地区大会

問い合わせ/新座市役所 生活福祉課
☎048-477-1111 内線1421

この大会は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動の一環として行われる催しです。皆さんぜひご参加ください。

日時/7月22日(水) 午後1時30分開会(午後1時開場)

会場/新座市民会館

内容/

第1部…式典

第2部…アトラクション

新座少年少女合唱団・

新座市立第四中学校吹奏楽部

第3部…講演会

講師/山崎 きよしさん

演題/「明るく大きく本気

自分を変える 社会が変わる」

※ご来場の方が多い場合は、ご入場いただけないことがあります。

※駐車場が狭いため、お車でのご来場はご遠慮ください。

埼玉県労働相談センターの労働相談

相談・問い合わせ/埼玉県労働相談センター
☎048-830-4522

埼玉県労働相談センターでは、賃金などの労働条件や解雇、労務管理上の問題など、勤労者や経営者の労働に関する悩みや疑問について、ご相談にお応えします。

〈面接相談〉

日時/月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

会場/埼玉県庁第2庁舎1階(浦和駅西口下車)

〈電話相談〉

日時/月～土曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時 ※火・木曜日は午後8時まで

市町村職員採用合同説明会

主催・問い合わせ/彩の国さいたま人づくり
広域連合人材開発部 ☎048-664-6681(直通)

埼玉県内の市町村職員となることを希望する皆さんに、採用試験や仕事の内容等についてご案内します。

日時/7月28日(火) 午後1時～6時

会場/さいたまスーパーアリーナ

※予約不要、入退場自由

内容/市町村ごとに設けたブースで、各市町村の人事担当者から、職員の募集状況や勤務条件等を聞くことができます。なお、朝霞市は、来年4月の職員採用が未定のため、ブースを設置しません。

埼玉県立朝霞高校学校見学会

申し込み・問い合わせ/埼玉県立朝霞高等学校広報部 ☎048-465-1010 FAX048-460-1013
<http://www.asaka-h.spec.ed.jp/>

日時/7月25日(土)、8月22日(土)、9月19日(土)、11月14日(土)、12月19日(土)

各回とも午前10時～(受付 午前9時15分～)

申込方法/朝霞高校ホームページで申込画面に入力または、氏名・中学校名・参加人数・参加日を記入して、ファックスまたははがき(〒351-0015 朝霞市幸町3-13-65 朝霞高校あてに郵送)で申し込みください。

その他/朝霞高校「彩の国 教育週間」学校公開日 10月31日(土) 午後1時15分～(事前申し込みは必要ありません)

情報BOX



催し・講座